



# 山形県公報

令和4年3月22日(火)  
第290号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……243

### 告 示

○最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……244

○都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……245

○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

○令和4年度調理師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……248

○県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同

## 規 則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第11号

#### 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第1号の3中「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第1号の7中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第1号の8中「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第4号中「㊟」及び「(男・女)」を削り、「職 業 電話番号 ( )」を「電話番号 ( )」に改め、同様式の備考第2項中「正面から」を削り、「もの」を「もの(申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。)」に改め、同備考第3項を削る。

別記様式第12号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第13号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

#### 附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号の2、別記様式第1号の3、別記様式第1号の7、別記様式第1号の8、別記様式第4号、別記様式第12号及び別記様式第13号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**告 示**

**山形県告示第204号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称		区 分	利 用 料 金	
展示研修施設	企画展示室	入場料金を徴収しない場合	1時間当たり 120円	
		入場料金を徴収する場合	1時間当たり 500円	
	研修室		1時間当たり 690円	
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 15,000円	
		上記以外の場合	1日当たり 30,000円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり 2,000円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり 3,000円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり 6,000円
		シーズン券による利用の場合	1人当たり 8,000円	

		ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	170円
		上記以外の場合	1人1日当たり	200円
	上記以外の場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり	4,000円
		1か月券による利用の場合	1人1か月当たり	6,000円
		3か月券による利用の場合	1人3か月当たり	12,000円
		シーズン券による利用の場合	1人当たり	16,000円
		ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	330円
		上記以外の場合	1人1日当たり	400円

備考

- 1 この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。
- 4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。
- 5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
酒田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 酒田都市計画下水道事業  
(2) 名 称 酒田公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和45年9月14日から令和9年3月31日まで

山形県告示第206号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

〃	若浜町支店	〃	若浜町16番20号	〃	〃
〃	みずほ支店	〃	みずほ二丁目20番6	〃	〃

を

〃	みずほ支店	〃	みずほ二丁目20番地6	〃	〃
---	-------	---	-------------	---	---

に、

〃	文園支店	〃		〃	〃
---	------	---	--	---	---

を

〃	文園支店	〃		〃	〃
〃	若浜町支店	〃	酒田市みずほ二丁目20番地6	〃	〃

に改める。

別表第6中

天童市農業協同組合 本所	天童市老の森二丁目1 番1号	〃	〃	〃	〃
〃 天童支所	〃 本町二丁目4 番27号	〃	〃	〃	〃
〃 成生支所	〃 大字成生918 番地	〃	〃	〃	〃
〃 寺津支所	〃 大字寺津3475 番地	〃	〃	〃	〃
〃 津山支所	〃 大字貫津2431 番地	〃	〃	〃	〃
〃 山口支所	〃 大字山口1972 番地の3	〃	〃	〃	〃
〃 高掬支所	〃 大字高掬南 1558番地の1	〃	〃	〃	〃
〃 干布支所	〃 大字干布472 番地の1	〃	〃	〃	〃
〃 蔵増支所	〃 大字蔵増621 番地の1	〃	〃	〃	〃
〃 北部支店	〃 乱川三丁目7 番39号	〃	〃	〃	〃

を

天童市農業協同組合 本所	天童市老野森二丁目1 番1号	〃	〃	〃	〃
-----------------	-------------------	---	---	---	---

に、

〃 和田出張所	〃 〃 大字元 和田1246番地	〃	〃	〃	〃
〃 川西支店	〃 川西町大字上 小松1735番地1	〃	〃	〃	〃
〃 小国支店	西置賜郡小国町大字栄 町44番1	〃	〃	〃	〃
〃 白鷹支店	〃 白鷹町大字荒 砥乙726番地の1	〃	〃	〃	〃

を

川西支店	川西町大字上 小松1735番地1	〃	〃
白鷹支店	西置賜郡白鷹町大字荒 砥乙726番地の1	〃	〃

に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年3月28日から施行する。

**公 告**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和4年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年10月29日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を令和4年6月3日（金）から同月17日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課において同月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営五十鈴アパ ート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	51.2	1	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700		
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700		
同 3号	同 2-46	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700		
同 南山形アパ ート1号	同 南松原一 丁目9-5	3DK	63.1	4	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100		
同 2号	同	2DK	49.6	1	同	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600		单身可
同 3号	同 9-6	3DK	64.8	1	同	23,400	27,000	30,800	34,800	39,700	45,900		
同 馬見ヶ崎ア パート2号	同 円心寺町 21-26	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		单身可
同 桜町アパー ート1号	同 桜町四丁 目12-16	同	58.4	1	同	19,400	22,400	25,700	28,900	33,100	38,200		
同 深町アパー ート1号	同 深町一丁 目7-39	同	62.6	1	同	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,300		
同 2号	同 7-37	同	62.6	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900		
同 4号	同 7-34	同	64.2	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	43,800		
同 きたまちア パート1号	同 桜町三丁 目2-15	2LDK	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600		
同 あたごアパ ート	同 小白川町 五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,600	33,000	37,800	42,600	48,700	56,200		



同 中原了パー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	2DK	53.4	1	特定目的用 (農, 畜, 養殖)	17,500	20,200	23,100	26,000	29,700	34,300	单身可
同	同	3DK	69.4	1	一般用	22,700	26,200	30,000	33,800	38,700	44,600	
同	同	同	69.4	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,700	44,600	单身可
同 長崎了パー ト	同 8035- 205	同	62.8	1	同	16,900	19,600	22,400	25,200	28,800	33,300	同
同 南寒河江了 パート1号	同 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	
同 2号	同	同	62.6	1	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 谷地了パー ト1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢了パー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	单身可
同	同	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡了パー ト	同 村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	单身可
同 東根中央了 パート1号	同 東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	18,700	21,600	24,700	27,900	31,900	36,800	
同 2号	同	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 大石田了 パート	同 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	59.4	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可
同 あげぼの了 パート	同 丁 277-4	2LDK	70.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	同

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

#### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年4月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和4年4月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

#### 5 入居の時期 令和4年6月1日

令和4年3月22日印刷 発行所 山形県庁  
令和4年3月22日発行 発行人 山形県